

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税・法人税

★ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の改正

Q. 令和8年の税制改正では、中小企業者等の少額減価償却資産の特例が改正されるとか。どのようになるのですか？

A. 中小企業や個人事業者が、事業で使う少額の備品などを購入した場合、購入した年に全額を経費にできるのが「少額減価償却資産の特例」です。

これまでは、対象となる資産の取得価額が30万円未満であることが要件でした。

令和8年度税制改正では、この取得価額の基準が40万円未満に引き上げられます。

物価や設備価格の上昇を踏まえ、より多くの設備投資を後押しする狙いがあります。

これにより、これまで対象外だった比較的高額なパソコンや機械類も、条件を満たせば一括で経費計上できるようになります。

また、特例を使える事業者の範囲も見直され、常時使用する従業員数が400人を超える法人は対象外とされました。

従来は500人以下が要件だったため、より小規模な企業に重点を置いた制度へと改められています。

この特例には、年間で経費にできる上限額が300万円までという制限がありますが、この点に変更されていません。適用期限については、令和11年3月31日までの3年間延長されています。

今回の改正により、中小企業や個人事業者は、設備投資の計画を立てやすくなります。購入時期や金額を意識し、制度を上手に活用することが大切です。

所 得 税

★ 食事(夜食)支給に係る非課税限度額の改正

Q. 令和8年の税制改正では、食事支給に係る非課税限度額が改正されるとか。どのようになるのですか？

A. 会社が従業員に食事を支給した場合、その内容によっては給与として所得税がかかります。

ただし、一定の条件を満たせば「非課税」となるルールがあり、令和8年度税制改正では、この非課税限度額が引き上げられました。物価上昇を踏まえた見直しです。

まず、通常の食事支給については、これまで「従業員が食事代の50%以上を負担し、かつ会社負担分が月額3,500円以下」であれば非課税とされてきました。

今回の改正で、この会社負担分の上限が月額7,500円に引き上げられます。社員食堂や仕出し弁当を利用している会社では、非課税で対応できる範囲が広がります。

次に、残業や深夜勤務に伴って支給される「夜食」についても改正があります。

これまでは、1回あたり300円以下（税抜）の夜食であれば非課税でしたが、1回あたり650円以下まで非課税とされるようになります。

長時間労働が必要な職場では、従業員の負担軽減につながります。

この改正により、企業は福利厚生として食事を支給しやすくなり、従業員側も税負担を気にせず利用できる場面が増えます。ただし、限度額を超えた部分は給与として課税されるため、会社は金額管理に注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/kaisei/260331/pdf/01.pdf>

消費 税

★ 消費税の2割特例の改正

Q. 消費税の2割特例が改正になったそうですが、どのようになるのですか？

A. 消費税の「2割特例」は、インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者になった小規模事業者の負担を軽くするための特例です。

売上にかかる消費税額のうち、8割を仕入税額控除したものとみなし、実際の納税額を売上税額の2割に抑える仕組みです。

令和8年度税制改正では、この2割特例が見直されます。

まず、法人については、現行の適用期限である令和8年9月30日をもって終了する見込みです。

つまり、法人はそれ以降、原則どおり「一般課税」または「簡易課税」で申告する必要があります。

一方、個人事業者については配慮措置が設けられ、令和9年分および令和10年分の課税期間については、納税額を売上税額の3割とする「3割特例」が新たに適用できる方向です。2割よりは負担が増えますが、急激な税負担増を避けるための経過措置といえます。

また、2割特例や3割特例を使った事業者が簡易課税制度へ移行する場合、通常より遅い期限（確定申告期限まで）に届出を出せばよいという柔軟な取り扱いも設けられます。

今回の改正により、2割特例は恒久的な制度ではなく、段階的に終了へ向かいます。

今後は、自身に合った課税方式を早めに検討することが重要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/pdf/0026002-095.pdf>

[令和8年度税制改正特集](#)

★ 消費税の「非課税」と「免税」

Q. 消費税における非課税と免税はどのように違うのですか？

A. 消費税には「非課税」と「免税」という似た言葉がありますが、税務上の意味は大きく異なります。この違いは、事業者が納める消費税額の計算にも影響するため、理解してお

くことが大切です。

まず「非課税」とは、そもそも消費税を課税対象とされていない取引をいいます。

代表的なものには、土地の売買や貸付、社会保険診療、一定の金融取引などがあります。

これらは社会政策的な理由などから消費税を課さないこととされている取引です。

非課税取引では売上に消費税がかからないだけでなく、その取引のために支払った仕入れの消費税も控除できません。

一方「免税」とは、本来は消費税がかかる取引ですが、一定の要件を満たすことで消費税を免除する仕組みです。

代表例が輸出取引です。商品を海外に輸出する場合などは消費税が免税となり、売上に消費税はかかりません。

しかし、取引自体は課税対象のため、仕入れ時に支払った消費税は仕入税額控除の対象となります。

この違いは、課税売上割合の計算にも影響します。

免税取引は分母と分子の両方に含まれますが、非課税取引は分母のみに含まれます。

そのため、例えば飲食店が非課税の食品販売を多く行くと、課税売上割合が下がる可能性があります。

また、非課税、免税以外に課税売上割合に影響を及ぼさない不課税取引もあります。

[No.6157 課税の対象とならないもの\(不課税\)の具体例 | 国税庁](#)

資 産 税

★ 相続登記と所有不動産記録証明書

Q. 所有不動産記録証明書制度が始まったそうですが、どういうものですか？

A. 相続が発生した場合、不動産を相続した人は、原則として相続登記を行う義務があります。令和6年4月から相続登記が義務化され、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記申請をしなければなりません。正当な理由なく怠った場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

この相続登記の義務化を支える制度として、令和8年2月から「所有不動産記録証明書制度」が始まりました。この制度は、登記官が被相続人名義となっている全国の不動産を調査し、一覧表として証明書を交付する仕組みです。相続人などの一般承継人であれば、交付請求をすることができます。

これまで、被相続人が複数の市区町村に不動産を持っている場合、それぞれの自治体で名寄帳などを確認する必要があり、不動産の把握漏れが生じやすい状況でした。所有不動産記録証明書を使えば、被相続人が所有していた不動産を一度に把握できるため、相続登記や相続税申告の漏れ防止につながります。

ただし、証明書は登記簿上の氏名や住所が一致しているものだけが対象です。婚姻による改姓や住所変更がある場合、条件が一致しない不動産は表示されない点に注意が必要です。

この制度を活用することで、相続手続きの負担が軽減され、正確な相続登記と申告がしやすくなります。